

告 示

埼玉県告示第千三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により昭和五十三年埼玉県告示第千五百三十七号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

蓮田市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業蓮田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月二十四日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし